

## 随意契約および比較見積省略理由書

工事名称：一級河川 安治川（旧淀川）外 安治川水門外運転操作設備補修工事

安治川水門、尻無川水門、木津川水門、六軒家川水門、三軒家水門および出来島水門は、高潮及び津波発生時に閉鎖、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たす防災施設である。

本工事は、安治川水門、尻無川水門、木津川水門、六軒家川水門、三軒家水門および出来島水門について、水門の状況監視を目的に、既設の運転操作設備の改造（機能増設）等を実施するものである。

今回改造（機能増設）を実施する設備は、当該設備の設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該設備の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

したがって、本工事は、当該設備の詳細設計図面・設計資料および専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない設計思想を理解し、システム操作のノウハウを熟知している等、当初設置した業者でしか実施できない内容である。

以上のことから、本業務を実施できるのは当該機器の設計、製作、据付を行った株式会社日立製作所関西支社から保守点検、維持管理、修繕、小規模工事等メンテナンス部門を業務移管し、かつ同設備の年次点検に係わっている関西日立株式会社以外にいないことから、大阪府財務規則第 62 条関係第 2 項第 1 号の規定により比較見積書の徴取を省略し、同社より徴する見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同社と随意契約を締結するものとする。